

3 地図作成総括責任者制度の概要

(1) 導入の経緯

登記簿が登記情報としてコンピュータにより管理し、地図がコンピュータ内のデータとして日本全国継ぎ目なく繋がるようになり、登記申請をオンライン申請する時代となった。

旧不動産登記法17条地図作製にはじまり現在では、不動産登記法14条1項地図作成作業や国土調査法に基づく地籍図や土地区画整理法に基づく土地所在図等各種の法律に基づき作成される地図は、不動産登記法に基づき登記所において地図データとして管理運営し国民の財産の明確化に寄与している。

地理空間活用推進基本法制定に伴い、地図情報がGISに基づく基本データ（メタデータ）としての役割を果たす必要があることから、地図データの品質とデータ構造についても各種地図作成作業との整合性を確保しなければならない状況となっている。

また、個人情報保護法の成立等、個人情報に対する国民の意識は高まっており、地図作成作業はもっとも重要な個人情報の一つである土地の所有権に関わる大量の個人情報を処理する事から、戸籍等の職務上請求のできる資格者である土地家屋調査士であっても、通常の業務とは異なる個人情報管理に関するノウハウが必要であり、専門職であるからこそしっかりとした個人情報保護に関する信頼に応える体制を構え、管理する人材を育成する必要がある。

発注官公署の職員が苦渋している境界確認に至るまでの地権者の特定が今後、ますます困難になる事は確実であり、この問題解決のため専門職である我々土地家屋調査士に協力が求められているが、公共嘱託登記に永年携わってきた実績のある我が全公連傘下の全国の調査士協会であるからこそ、過去の経験を活かし全国で連携してノウハウを共有し、専門職が持つ技術力の上に、さらに大量かつ安全な個人情報の管理技術を地図作成総括責任者に学ばせ、この要請に応えなければならない。

このような状況から、四半世紀前から地図作成に深くかかわってきた調査士協会として、最終的に登記所に送付され管理運用していく地図を作成する時点から適切な責任者が担当する必要性に基づき全公連として、地図作成総括責任者を養成するための講座を開設することとした。

この養成講座は、実際に作業従事する者を対象として、地図に関する一定の知識及び実務経験（単に測量技術に優れているのみでなく、不動産登記法の趣旨を十分理解し、表示に関する登記に十分精通し、地図等の性質や沿革を熟知し、地図作成における専門的知識を有していること、また、個人情報の管理が適切に実施できる十分な責任能力がある）を有し、かつ、作業責任者として基本計画・作業計画の立案に関与した者を受講対象とした。